

みどり自然課契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 みどり自然課所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、環境部契約業者等選定委員会要綱第10条の規定に基づき、みどり自然課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、工事、委託等の発注に際し、以下に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事。
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関する事。
- (3) 随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。）の業者選定等に関する事。
- (4) その他会長が審議を必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号に規定されたものであっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超えるものは、別に発注部局等に設けられる競争入札参加者選定委員会で審議するものとする。

3 第1項の審査は、工事、委託等を実施する担当のグループリーダーの内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 みどり自然課長

副会長 副課長（総務を所掌する副課長）

委 員 副課長（総務を所掌する副課長を除く。）、主幹

(運営)

第4条 会長は会務を総理し、会長に事故あるときには、副会長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、会長が必要のあるときに招集し、会長が委員会の審議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 4 委員会を組織するものの代理者は、委員会に出席することはできない。

5 会長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

6 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、環境部みどり自然課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第9条 委員会の事務は、総務を所掌する担当において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。